

自己負担限度額・標準負担額（食事代・食費・居住費）一覧表

令和8年6月現在

保険年金課
後期高齢者医療担当
Tel 0944-41-2665

- ・マイナ保険証で受診する場合…医療機関受付時に情報提供に同意してください。
- ・資格確認書で受診する場合…負担区分が併記された資格確認書を提示してください。（負担区分併記には別途申請が必要です。）

自己負担限度額 医療費の自己負担限度額と入院時の標準負担額（食事代・食費・居住費）は、下記のとおりです。

負担区分 世帯全員で判断			医療費の自己負担限度額（令和8年7月まで）		標準負担額（令和8年6月～） 【食事代・食費（1食あたり）、居住費（光熱水費）（1日あたり）】				
			個人単位（外来）	世帯単位（*1） （入院+外来）	一般病床		療養病床（*4）		
					食事代	食費	居住費 （光熱水費）	入院医療の必要性が高い方	
食費	居住費 （光熱水費）	食費	居住費 （光熱水費）						
3割	現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上の被保険者がいる世帯	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% (多数回*2 140,100円)	550円 (*5)	550円 (*5)	430円 (指定難病患者を除く)	550円 (*6)	430円	
		Ⅱ 課税所得 380万円以上の被保険者がいる世帯	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% (多数回*2 93,000円)						
		Ⅰ 課税所得 145万円以上の被保険者がいる世帯	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% (多数回*2 44,400円)						
2割		市県民税課税世帯(一般Ⅱ)	18,000円 (年間限度額*3 144,000円)	57,600円 (多数回*2 44,400円)	90日までの入院	270円	270円	270円	
		市県民税課税世帯(一般Ⅰ)				認定期間中に90日を超える入院 ★	220円		220円
1割	市県民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	130円	130円	160円		
		区分Ⅰ		15,000円					

- *1…同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者のみの合算です。
- *2…過去12か月以内に4回以上支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。
- *3…毎年8月～翌年7月迄の1年間の診療分が対象期間になります。
- *4…療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療機関の病床です。
- *5…指定難病患者の方は330円です。また、平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院していて、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は、当分の間260円です。（今後、変更となる場合があります。）
- *6…一部医療機関では、510円の場合があります。

★区分Ⅱの方で90日を超える入院の場合

区分Ⅱの期間で、過去1年以内の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事代・食費は、1食につき220円になります。なお、療養病床は220円にならない場合もあります。マイナ保険証を利用される場合も申請が必要です。

- 申請に必要な物
- 後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証
 - 預金通帳
 - 領収書等の入院期間（90日以上）が確認できるもの
- 【注意】食事代・食費がさらに減額されるのは、申請月の翌月からです。申請月の食事代・食費については、申請により差額を請求することができません。